

リサイクル技術研究開発補助金交付要綱

(通則)

第1条 リサイクル技術研究開発補助金（以下「補助金」という。）の交付については、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 補助金は、北海道循環資源利用促進税条例（平成17年北海道条例第124号）第18条の規定に基づき、事業化を前提に行われる産業廃棄物の排出抑制、減量化又はリサイクルに係る研究開発に要する経費の一部を補助することにより、道内の産業廃棄物の排出抑制、減量化及び再生利用の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。
- (2) 排出抑制 産業廃棄物の排出抑制に資する行為をいう。
- (3) 減量化 産業廃棄物の減量化に資する行為をいう。
- (4) リサイクル 産業廃棄物のうち有用なものの再資源化又は製品化に資する行為をいう。
- (5) 研究開発 技術に関し解決すべき課題が存在し、その解決のために実施する考案及び実証に係る事業活動で、相当の人材又は費用の投入を要し、かつ、科学的に立証することが可能なものをいう。
- (6) 基礎研究 新しい技術（要素技術）に関する研究をいう。
- (7) 応用研究 リサイクル等に応用するための新しい技術の研究をいう。
- (8) 実用研究 基礎研究や応用研究の成果を製品・製法等として実用化するための研究をいう。
- (9) 試作研究 基礎研究、応用研究及び実用研究で得られた研究成果について、目標とする技術の具現化や効果を得ることの検証を目的に行う、試作品の開発や実証試験などをいう。
- (10) 技術改善 試作研究までを終了し、市場投入を目前に控えた試作品に対し行う、不具合の改善、更なる改良、利便性の向上などの改善や改良をいう。

(補助対象)

第4条 補助事業者、補助事業、補助率、補助対象経費、上限額及び単位は、別表に定める。他の補助制度との併用は認めない。

(事業計画書の提出)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、事業計画書（別記第1号様式）を別に定める日までに知事に提出しなければならない。

- 2 事業計画書は事業に着手する年度に提出するものとする。

(事業の採択)

第6条 知事は、事業計画書の提出があったときは、当該提出に係る書類等の評価を行い、補助金を交付する事業を採択し、申請者に通知するものとする。

- 2 知事は、前項の評価に当たっては、有識者等の意見を聞くものとする。
- 3 知事は、必要に応じ、前項の通知に条件を付すことができる。

(事業計画書の取り下げ)

第7条 前条第1項の規定による通知を受けた者が、採択の内容又は前条第2項の規定により付された条件に不服があるときは、その決定の日から起算して10日以内に文書により事業計画書の取り下げを申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定による取り下げの申し出があったときは、当該事業に係る採択を取り消し、その旨を取り下げを申し出た者に通知するものとする。

(補助金の交付の申請)

第8条 第6条第1項の規定による通知を受けた申請者が補助金の交付を受けようとするときは、次に掲げる書類を別に定める日までに知事に提出するものとする。

(1) 補助金等交付申請書 環生第1号様式(昭和49年北海道告示第807号による告示様式。以下環生様式について同じ。)

(2) 事業計画書 環生第5号様式(補助対象経費に機械購入費を含む場合は、当該設備について環生第6号様式を併せて提出する。)

(3) 補助金等交付申請額算出調書 環生第14号様式

(4) 経費の配分調書 環生第18号様式

(5) 事業予算書 環生第20号様式

(6) 資金収支計画書 環生第32号様式

2 交付の申請に当たっては、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りではない。

(補助金の交付の決定)

第9条 知事は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、適当と認めるときは補助金の交付の決定を行い、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第10条 前条の規定による交付決定に際しては、次の条件のほか、第11条第2項の条件を付すものとする。

(1) 補助事業者は、規則、リサイクル技術研究開発補助金交付要綱(令和4年3月30日付け循環第3705号環境生活部長決定)及びこの決定の通知に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を遂行し、その成果を成し遂げなければならない。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、補助事業等変更承認申請書(環生第21号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助対象経費の総額の20パーセント以内の増減については、この限りでない。

(3) 補助事業の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、補助事業等中止(廃止)承認申請書(環生第23号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(4) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき又はその遂行が困難となったときは、補助事業等執行遅延(不能)報告書(環生第24号様式)により速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(5) 財産の管理及び処分に関する制限については、次に掲げるとおりとする。

ア 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)を、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的運営を図らなければならない。

ない。

- イ 補助事業者は、取得財産等で、1件の取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものについては、補助事業の完了の年の翌年から起算して減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数を経過することになるまでの期間(当該耐用年数が10年を超える場合は、当該補助事業の完了の年の翌年から起算して10年間)は、あらかじめ知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供してはならない。ただし、交付された補助金の全部に相当する額を納付した場合は、この限りではない。
- ウ 補助事業者は、イの申請により承認を受けた場合において、補助金の全部又は一部の金額に相当する納付金を納付する条件が付されたときは、当該納付金を指定された期日までに納付しなければならない。
- エ ウに定める場合を除くほか、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があったときは、その収入金額の全部又は一部に相当する納付金を道に納付させることができるものとする。
- (6) 補助事業者は、補助事業に関する帳簿及び書類を備え、この補助事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。ただし、処分を制限された取得財産がある場合で当該制限された期間が帳簿及び書類を保存すべき期間を超えるとときは、当該財産の処分を制限された期間保存しなければならない。
- (7) 補助事業の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を知事に提出し、また、道の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければならない。
- (8) この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければならない。
- (9) (8)の命令に違反したときは、当該補助事業の遂行を一時停止し、並びに当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命ずる。
- (10) この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。
- (11) 消費税等について第8条第2項のただし書により、補助金の交付申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものとした場合は、次に掲げるとおりとする。
- ア 補助事業者は、実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- イ 補助事業者は、実績報告後に消費税等の確定申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記第2号様式により、その金額(実績報告において、前項により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。
- また、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年6月30日までに知事に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに知事に報告し、当該金額を返還しなければならない。
- (12) この補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る補助事業の成果が適合しないときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずる。

- (13) この補助事業の完了により相当の収益が生じたときは、補助金の全部又は一部を納付しなければならない。
- (14) 次のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがある。補助金の額の確定があった後においても、また同様とする。
- ア この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。
- イ 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
- ウ 補助事業に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。
- エ 取得財産等を、あらかじめ知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供したとき。
- オ アからエまでに掲げる場合のほか、補助事業に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
- (15) (14)の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金を道に納付しなければならない。
- (16) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければならない。
- (17) 補助金の返還を命ぜられ、当該補助金、違約加算金又は違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金等（その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金等」という。）があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがある。
- (18) 第 7 項の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければならない。

（実績報告）

第 11 条 補助事業者は、補助事業を完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 補助事業等実績報告書 環生第 28 号様式
 - (2) 事業実績書 環生第 5 号様式（補助対象経費に機械購入費を含む場合は、当該設備について環生第 6 号様式を併せて提出する。）
 - (3) 補助金等精算書 環生第 29 号様式
 - (4) 事業精算書 環生第 31 号様式
- 2 実績報告は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から 30 日以内又は翌年度の 4 月 10 日までのうち、いずれか早い日までに行わなければならない。

（補助金の額の確定と交付）

第 12 条 知事は、補助事業等実績報告書の提出を受けたときは、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めた

ときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 補助金は、補助金の額を確定した後、交付するものとする。

(経過報告)

第 13 条 補助事業者は、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から 5 年間、毎年度終了の日から 20 日以内に、補助事業に係る当該会計年度内の事業化の状況、今後の見通し等について、事業経過報告書（別記第 3 号様式）により、知事に報告しなければならない。

2 知事は、必要に応じて、補助事業者に、前項に規定する報告に関する資料の提出を求め、又は現地調査をすることができる。

(産業財産権等に関する届出)

第 14 条 補助事業者は、補助事業に基づく発明・考案等に関して、補助事業の完了した日の属する年度及び当該年度の翌年度から 5 年間に、産業財産権の出願若しくは取得又は発明・考案等の譲渡若しくは実施権を設定したときは、速やかに産業財産権取得等届出書（別記第 4 号様式）により、知事に届け出なければならない。

(収益納付)

第 15 条 知事は、第 13 条に規定する事業経過報告書により、補助事業者が補助事業の成果による事業化、工業所有権の譲渡、実施権の設定その他補助事業の成果の他社への供与により収益が生じたと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助金の全部又は一部に相当する額を納付させることができる。

(その他)

第 16 条 本要綱に関しその他必要な事項は、知事が別途定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 7 月 23 日から施行する。

この要綱は、平成 19 年 8 月 20 日から施行する。

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第4条関係）

補助事業者	補助事業	補助率	補助対象経費	上限額
道内に事業所を置く事業者（個人又は法人）又はグループ（代表者は道内事業者で、かつ構成員の半数以上が道内事業者である者に限る）	産業廃棄物の排出抑制、減量化及びリサイクルに係る研究開発〔※注1〕で次に該当するもの ① 概ね3年以内に事業化することを前提に行うもの ② ①以外の場合にあっては事業化までの具体的な計画が明確なもの	① 道内に主たる事務所を置く中小企業〔※注2〕又は全構成員のうち半数以上をこれら中小企業が占めかつこれら中小企業のいずれかが代表となるグループ 補助対象経費の2/3以内 ②①以外 補助対象経費の1/2以内	原材料費・副材料費、治具・工具費、外注（加工・設計・デザイン開発・プログラム開発）費、技術導入費、試験検査依頼費、賃金〔※注3〕、特許実施費、先行技術等調査費、（機器等の）リース料・レンタル料、機械購入費（知事が必要かつ適当と認めるものに限る）	1,000万円
				単位 補助額は、千円未満切り捨て

※注1 研究開発とは、基礎研究（以下の研究開発と併せて行う場合に限る）、応用研究、実用研究、試作研究及び技術改善に該当するものをいう。

※注2 中小企業とは、中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第2条及び中小企業等経営強化法施行令（平成十一年政令第二百一号）に規定する中小企業者をいう。

※注3 賃金（研究開発に従事する短時間労働者及び有期雇用労働者に係るものに限る）の補助の対象とする経費は、新たに雇用された研究開発に直接従事する短時間労働者及び有期雇用労働者について、別に知事が定める算定式により算定した、直接作業時間に相当する給与及び手当の額とする。

なお、新規の雇用については、研究開発を行う年度内に雇用された者を原則とするが、年度の3ヶ月前までに雇用された者も含む。